

パブリックコメント（意見公募）手続きの実施結果について

市は、この意見公募（パブリックコメント）制度を実施するに当たり、昨年11月に意見公募を行いました。期間中、市に寄せられた意見とそれに対する市の考え方は次のとおりです。

案 件 名	登別市パブリックコメント実施要綱（案）
意見の募集期間	平成21年11月1日から平成21年11月30日まで
担当グループ	総務部政策推進室政策推進グループ
意見の提出件数	4件

提出された意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>実施要綱（案）についての異議はありません。要綱の運営については、形式的な運用は絶対に避けていただきたい。これまでパブリックコメントや類似の対応は、実施したというアリバイづくりと受け取られる状況にあったと感じている。</p> <p>パブリックコメントを要する案件については、できる限り事前の周知とその必要性を市民に徹底した方法で対応していただき、コメントを求めることが市政を市民の身近なものにする最善の要素と考える。実施要綱の有効な運用を期待する。</p>	<p>パブリックコメント制度は、市の基本的な構想・計画や市民生活に大きく影響する条例の策定・改廃の案を決定前に事前に公表し、市民の皆さんから寄せられた意見を考慮しながら最終案を決定する制度です。</p> <p>実施することが目的ではなく、市民生活に大きく影響する条例などについて、策定する前に市民の皆さんのご意見をお聞きし、反映することが目的ですので、広報紙やホームページ、報道機関を活用してその周知に努めてまいります。</p>
2	<p>現在の投函箱はダンボールなどの一時的使用のもので実施されているが、パブリックコメントの制度化により、使用回数が多くなることを考えれば専用の投函箱を作成すべき。 （箱は目立つように。色、形、大きさ）</p>	<p>投函箱については、ご指摘のとおりダンボール箱を再利用した職員手作りのパブリックコメント専用の投函箱です。専用の投函箱の作成につきましては、今後、検討してまいります。</p>
3	<p>○本来、議会の役割は市民の声をどのように反映するのかと政策のチェック機能にあるはず。そのためには政策策定の段階で議会と協議すべき。策定結果から開始すると時期を逸することがある。（傍聴席も用意すべき）</p> <p>○公募の手段は、①説明会、②広報の配布、③ホームページ・Eメール、④閲覧場所の指定</p>	<p>○市民生活に大きく関わる条例などの策定にあたっては、これまでも議会の常任委員会などの場において、案の段階で説明するとともにご意見をいただいておりますので、今後ご意見をいただいております。</p> <p>○公募の手段につきましては、ご意見をお聞きする案件の内容によっては地域住民への説明会の開催が必要と考えますので、検討してまいります。広報紙への掲載につきましては、資料の掲載などに相当量の紙面を割く必要がありますので、意見の公募の際は、広報紙とホームページに閲覧場所や資料の配布場所、意見の提出期間、意見の提出方法、意見の提出先、担当部署および問い合わせ先を掲載することとします。</p>
4	<p>○なぜ要綱なのか。市の基本的な構想、計画、条例などの制定および改廃に係る案の策定時に意見を求めるのであれば、条例として制定すべき。</p> <p>○意見を求める範囲を狭めるべき。第5条の『何人』という表現は全世界から意見を求めることとなりますが、第1条の『市民への説明責任』を果たすのであれば、『市内に居住する者、市内に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内で事業を営む者、市内で活動する団体、本市に対して納税義務を有する者及びパブコメ手続に係る事案に利害関係を有する者』に限定すべき。</p> <p>○第2条は定義以外何を定めているのでしょうか。（定義等）ではなく、（定義）とすべき。</p> <p>○第3条第1項第1号～第7号は最後に『…に係る案の策定』と記載すべき。</p> <p>○第4条第1項第1号は最後に『…で、パブコメ手続を行うことが困難なもの』と記載すべき。</p> <p>○第8条第5項について、よく分からないのですが、なぜ、類似意見についてだけ個別に書面で回答するのか。</p>	<p>○要綱での制定につきましては、平成17年12月に登別市まちづくり基本条例を定め、市民参画によるまちづくりの推進と情報提供、意見などのまちづくりへの反映と応答責任が記載され、広く市民から意見・提言をお聞きするパブリックコメント制度の考え方が規定されているため、この本条例に基づき、本制度を実施要綱として定めることとしています。</p> <p>○意見を求める範囲につきましては、政策などの策定または改廃により影響を受ける市民に限らず、市民以外からの意見についても受け付けることで、市外の有識者などからの情報や専門的な見地による意見の提出が期待でき、市政の活性化や政策などの向上を図ることができると思います。</p> <p>○第2条は定義とします。</p> <p>○第3条では、本制度の対象となる政策などについてお示ししているものですので、『…に係る案の策定』の記載は必要ないものと考えます。</p> <p>○第4条第1号から第6号までは、パブリックコメントの実施が困難と考えられる事案を記載していますので、『…で、パブコメ手続を行うことが困難なもの』の記載は必要ないものと考えます。</p> <p>○第8条第5項については、意見の提出者に対し個別に回答しないことを定めております。ご指摘のとおり、『前項の規定による公表内容を書面にて郵送するものとする。』は削除いたします。</p>

パブリックコメント制度に関する問い合わせは

政策推進グループ ☎(85) 1 1 2 2 ・ FAX(85) 1 1 0 8

Eメール：kikaku@city.noboribetsu.lg.jp